

令和2年第12回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年12月23日(水) 午後1時から午後2時5分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 岡野 涼子
三番委員 佐藤 光好
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員
教育部長 佐藤 雅昭
教育部教育監 高橋 芳江
教育部審議監兼文化財課長
坪根 伸也
教育部次長 桑野 徹
教育部次長兼社会教育課長
村上 雄二
大分市美術館副館長兼美術振興課長
長田 弘通
教育総務課長 高田 隆秀
体育保健課長 清水 篤
人権・同和教育課長 河野 正行
大分市教育センター所長
佐藤 義仁
教育総務課参事 梶取 隆之
学校教育課参事 小野 征司
学校施設課参事 利光 優子
- 5 書記
教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課参事補 三嶋 みどり
教育総務課主任 園田 哲也
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題
(1) 議案

(教議第70号) 大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について

て

(教議第71号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

- ①令和2年度定期監査結果報告書(指定管理事務)について
- ②令和3年大分市成人記念集会開催方法の変更について
- ③(仮称)大分市立学校教育情報化推進計画の策定について
- ④アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想(素案)について
- ⑤令和2年第4回市議会定例会における一般議案について
- ⑥令和2年度12月補正予算について
- ⑦令和2年第4回市議会定例会における質問・答弁事項について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和2年第12回大分市教育委員会を開会いたします。(午後1時 開会)

教育長 本日の署名委員を四番委員、五番委員にお願いします。

教育長 それでは教議第70号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第70号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

幼稚園教諭の減額措置につきましては、本市の一般職員との均衡等を考慮する中で、これまでも一般職員と同様の減額措置を行っておりますが、引き続き減額措置を講じようとするものでございます。

具体的には、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの期間、職務の級が3級の職員について2%のカット率で給料を減額しようとするものでございます。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただいた後、令和3年1月1日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第70号は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第71号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
社会教育課長

教議第71号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本案は、佐賀関公民館及び野津原公民館の運営審議会委員の任期が12月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和4年12月31日までとなっております。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などありませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長
教育総務課長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

報告事項1点目「令和2年度定期監査結果報告書(指定管理事務)について」ご報告申し上げます。

令和2年12月15日付けで、大分市監査委員から大分市教育委員会教育長宛に、本年度実施した指定管理事務に係る定期監査の結果について報告がありました。

まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、全指定管理者導入施設の所管課を対象に、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの指定管理事務について、令和2年2月28日から令和2年1月27日までの間に監査が実施されました。

教育委員会所管の監査対象施設は、社会教育課所管の大分市関崎海星館、大分市情報学習センター、文化財課所管の大分市海部古墳資料館、美術振興課所管のアートプラザでございます。

監査の結果についてでございますが、大分市関崎海星館に関して、(1) 利用料金等に関する事務のうち、指定管理者が定める利用料金について、書面により承認をしていないものが見受けられたため、設置条例等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたいとの指導がございました。

大分市情報学習センターに関して、設備等の利用料金の承認に当たり、内容を十分に審査せず承認しているものがあつたため、規則に従って適正な事務処理をされたいとの指導があり、また、設置条例等に定めのない自主事業収入を利用料金収入として報告していたものがあつたため、業務報告書等を十分精査するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたいとの指導がございました。

アートプラザに関して、(3) 施設管理に関する事務のうち、ホームページに掲載している開催時間や予約可能期間の誤りが見受けられたため、モニタリングを実施する中で、指定管理者に対し、適正な広報について指導を行うよう要望がございました。

全ての指定管理者導入施設に関して、(4) 備品の管理のうち、指定管理者に貸与した備品の確認について、指定管理者から書面による報告を受けておらず、現品と台帳の確実な照合確認が行われていなかったため、現在高の確認結果を書面にて報告させ、会計管理者に報告する等の体制を整備するよう要望がございました。

指導を受けた事務処理につきましては、今後適正な事務処理が行われるよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項2点目「令和3年大分市成人記念集会開催方法の変更につ

教育長
全委員
教育長
次長兼

いて」ご報告申し上げます。

まず、「変更理由」につきましては、全国的にも大分県内においても新型コロナウイルスの感染が拡大しており、早期の改善が見通せず、成人記念集会在、更なる感染拡大の要因となる可能性を否定できないことから、従来の集会形式での開催は行わず、「デジタル成人式（動画の配信）」及び「成人記念フォトコンテスト」に開催方法を変更いたしました。

次に「変更内容」についてですが、1つ目の「デジタル成人式」につきましては、市長・市議会議員等のお祝いメッセージや成人記念集会実行委員の「二十歳の誓い」など、実行委員会の進行による作成動画を、セントポルタ中央町商店街とガレリア竹町商店街に設置されたモニターやY o u T u b e・ケーブルテレビで配信する予定であります。

配信期間は、市内中心部商店街のモニターでは、令和3年1月10日（日曜日）の正午から15分程度を予定しており、Y o u T u b eとケーブルテレビでは、令和3年1月10日（日曜日）正午から2月1日（月曜日）まで、配信を予定しております。

2つ目の「成人記念フォトコンテスト」につきましては、新成人が互いに祝福できるよう、成人の日を含む3連休等に、成人を迎えた記念として撮影した写真を募集いたします。

詳細につきましては、「それぞれの成人式」をテーマに、応募期間は、令和3年1月10日（日曜日）から2月1日（月曜日）まで、応募資格は、令和3年大分市成人記念集会対象者としております。

応募方法といたしましては、社会教育課へ直接、写真をお持ち込みいただくか、郵送、または、Eメールにて送信いただく方法と、SNSのアプリであります、インスタグラムで「大分市成人記念集会実行委員会」のアカウントをフォローし、ハッシュタグ「#大分市成人フォトコン」をつけて投稿していただく方法があります。

特に、インスタグラムを利用した投稿につきましては、個人情報の保護や不適切な画像は使用しないなど、十分に配慮し実施してまいり

ます。

なお、コンテストの入選者には、賞状、盾、市の特産品等を贈呈する予定であり、詳細につきましては、後日ホームページにて周知を行うこととしております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

教育長

これは、令和3年に限定した方法です。非常に判断を迷ったところでもあります。まだ、フォトコンテスト等いろいろな面で考えるところがございますので、ぜひ、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委員

フォトコンテストの審査は、どう優劣をつけるのか、具体的に説明してください。

次長兼

社会教育課長

フォトコンテストにつきましては、基本的には参加していただくことが一番ありがたいことだと思っています。特に今回、新型コロナの関係で、集会形式ができませんので、大分をはじめ、東京や大阪、名古屋の方など、いろいろな方が参加できるよう配慮する中、この形で行うこととなりました。まずは、多くの方に参加していただければと思っています。審査については、実行委員会がありますので、基本的には、実行委員が審査をするという形をとっていきたいと考えております。

委員

これから決めるということでしょうか。

次長兼

はい、これからです。

社会教育課長

教育長

審査にあたっての評価の観点は、やはり要るのではないかと思います。ただ、おもしろいだけではなく、成人のお祝いにふさわしいものです。実行委員の皆さんに考えを聞くなど、今の委員の意見をぜひ反映させてください。

委員

新型コロナの影響でこういう開催方法になったというところではあると思いますが、逆に、今回の成人の思い出に残るとか、自分たちが作り上げたという形をより鮮明にすることが目的になるかと思いま

す。フォトコンテストもとてもよいと思いますが、せっかく配信をされるのであれば、実行委員の人達が前面に出て、同年代の人たちが作っていると、参加しやすくなると思いますので、そういった過程を重視していただけるといいのではないかと思います。

次長兼
社会教育課長

実行委員の任期が一月半ばで終わります。延期等も考えたのですが、そうすると今の実行委員の皆さんがせっかく今まで培ってきた内容を実現させることが難しいということで、今回、こういった形にさせていただきました。動画の配信につきましては、基本的には実行委員の皆さんが考え、動画に出演していますので、何らかの記念にはなるだろうと思います。

教育長

今、委員が言われることは大事な点で、9名の実行委員からも開催方法については意見を聞きました。他市町村のように延期も選択肢になかったわけではないのですが、実行委員が4月以降、県外に就職等をするということも考慮しました。対象者が4,600人であり、夏に延期してできるという保証は何もありません。それから、東京、大阪、名古屋、福岡からかなり里帰りをしてくることを一番心配しました。また、ホルトホールを会場とし、もし雨天だった場合は、芝生のところにいる人がロビーに集まってきて、「3密」は避けられません。大分駅にも迷惑がかかるのではないかとということ等を踏まえて判断しました。

今、委員のおっしゃるように、実行委員の企画は大事にしてあげたいと思います。彼らを前面に出した動画配信も入れるようにしていますので、そういったところで彼らの主張を取り入れていきたいと思えます。今ちょうど動画作成の最中です。

次長兼
社会教育課長
教育長

市長、議長の撮影が終わり、実行委員の部分も終わりました。撮影は大体終わって、今編集に入っています

そういう段階でございます。

また、2022年からは、民法改正に伴って18歳を成人とするということですが、18、19、20歳を対象にすれば、対象者が3倍の数になり、スペースの問題から物理的に開催が難しくなるため、祝

いの対象を20歳とし、名称も成人式ではなく「20歳のつどい」と変更して行う予定です。

委員 「それぞれの成人式」とは、個別の一人一人ということでしょうか。何人かでまとまって、集団を作るとか、写真を撮るといったことになるのと、「3密」の防止につながらないと言っているのでしょうか。

次長兼
社会教育課長 「それぞれの成人式」というのは、今回、集会形式でできませんので、それぞれの場所で、基本的には個人でと考えています。皆さんが迎えられた、それぞれ成人の記念になるような写真を送っていただければと思います。どこかに集まってやってくださいという意味合いではございません。それぞれの成人の方の良識に任せた範囲内になると思います。人数についての制限は特に示しておりません。

委員 そのように受けとってくれればよいと思います。

委員 大変楽しみにしていた成人も多かったと思います。大変残念だと思います。対象が4,600人とおっしゃいましたが、対象者へ、どういった形で、内容や応募についてお知らせすることになるのでしょうか。

次長兼
社会教育課長 周知については、基本的にはホームページで行います。すでに更新しています。

教育長 市報でもお知らせしています。

次長兼
社会教育課長 市報は、1月1日号に、こういった形に成人記念集会が変更になりましたと記載をしております。

教育長 他市では、直接、案内を郵送しているところもありますが、大分市では、過去にも郵送の案内は差し上げておりません。

委員 毎年、この集会には参加させていただいていましたし、ここ何年かは実行委員長が大分工業高等専門学校生徒だったため、私としても成長を楽しみに再会できる場でした。ぜひ、残念ではなく、特別な記念として残れば、成人たちも、保護者としても、うれしいと思います。

教育長 この判断をするにあたっては、全国の政令市、中核市、他市町村の

動向について調査をしました。本市が発表したのは、ちょうど1ヶ月前の12月14日です。北海道のように早々と中止を決めたところもあります。やはり、新型コロナの影響が色濃く出ており、今後の他の行事もそうですが、状況を見ながら判断していかなければならず、苦渋の決断をさせていただきました。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

大分市教育センター
一所长

報告事項3点目「(仮称)大分市立学校教育情報化推進計画の策定について」ご報告申し上げます。

まず、策定を行う理由といたしましては、平成28年度から取り組んできた「大分市立小中学校教育情報化推進計画」が今年度までのものであること、また、令和元年6月28日公布された「学校教育の情報化の推進に関する法律」において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定める努力義務が明記されていることが挙げられます。また、何よりも、令和3年4月からGIGAスクール構想による一人1台端末環境による学びが始まることから、その内容を含めた推進計画を策定するものであります。

策定に当たっては、義務教育学校を新設したことから、これまで「大分市立小中学校」と表記していた名称を「大分市立学校」に変更し、構成につきましては、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条の2に基づき、大分県教育委員会が策定したICT活用教育推進プラン2020に合わせたものにしております。計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間としておりますが、情報化や技術革新が急速に進行しているため、令和4年度までの2年間の第1期とし、必要に応じて内容を見直した上で、令和5年度からの3年間の第2期として計画を推進してまいります。なお、計画の改定の時期は、おおいた総合ビジョン2024などと1年間ずらすことで、その内容を反映させやすくしております。

続きまして、素案について説明いたします。

「第1章 現状と課題」につきましては、今年度までに取り組んできた内容の成果と課題をまとめております。各学校で情報教育が教育課程に位置付いたことや、講座数の増加、端末やプロジェクタの整備率の向上といった成果が見られた一方、授業中にICTを活用して指導する教員の割合が目標値に達することができないなどの課題が見られました。

「第2章 基本方針と施策」につきましては、第1章の現状と課題を踏まえた上で、教育の情報化を推進するために、4つの基本方針を設定しております。基本方針の1～3には、教育の情報化の3つの側面である「情報活用能力の育成」、「ICTを活用した『分かりやすく深まる授業』の実現」、「校務の情報化の推進」を位置付け、基本方針4には、教育の情報化推進を支える「環境整備」を設定しているところであります。

今回の推進計画では、オンライン授業を含めた一人1台端末等の効果的な活用の在り方に関する調査研究、不登校児童生徒や別室登校児童生徒等を対象としたタブレット端末等を活用した学習支援、遠隔教育の推進、学校徴収金システム導入などによる校務の効率化、モバイルルーターの整備も含めた家庭での一人1台端末の活用など、急激に進行する情報化や技術革新に沿った具体的な取組を示しているところであります。教育の情報化を推進するために、関係課と連携の下、取り組んでまいりたいと思います。

現在の進捗状況でございますが、8月に教育情報化推進委員会を、10月と11月に策定に向けた作業部会を開催し、素案を作成いたしました。その後、11月中旬に有識者からのご意見をいただき、現在、パブリックコメントを実施している最中でございます。

今後は、市民の皆様からいただいたご意見を検討した後、有識者との協議、作業部会を行い、2月の教育情報化推進委員会を経て、最終案を令和3年第2回定例の本委員会で上程することとしております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

委員 デジタル教科書の使用割合を撤廃するというような内容の新聞記事が出ておりましたが、教科書のデジタル化の取扱いについて、計画に入れていくのでしょうか。

大分市教育センター 基本方針4 学校におけるICT活用のための環境整備の具体的な取組として、「児童生徒の学びの充実や、障がい等による学習上の困難の低減に向け、一部の学年、教科で、学習者用デジタル教科書等の導入を行います。」と記載しています。

現在、国におきましては、デジタル教科書の使用は、教科ごとに授業時数の2分の1未満とするように定められておりますが、現在、緩和する方向で動いております。また、国の来年度予算の概算要求段階では、学習者用デジタル教科書の普及促進として、小学校5・6年生に1教科、中学校に2教科を提供する予算要求が行われていたが、閣議決定後においては、小学校5・6年生に1教科、中学校に1教科となっているところです。本市におきましても、学習者用の導入に併せ、教員の指導用デジタル教科書を準備し、その成果を検証するとともに、国の動向も見ながら、取組を進めたいと考えております。国におきましても、デジタル教科書の本格導入は、次の教科書採択に向けて取組を行っていくようですので、そのような動向も注視してまいりたいと考えております。

教育長 この計画は令和7年度までです。今、説明があったところは、特別支援教育の合理的配慮の部分でのデジタル教科書の記載と読み取れますので、委員が言われたことについて、もう一度検討して、提案をしてください。時代の変遷に沿うような形で考えた方がよいです。

委員 菅総理の政策であるデジタル庁の開設により、デジタル化のスピードが早まっていくかと思えます。さらに内容を盛り込んでいただければ幸いです。

委員 GIGAスクール構想のことで、疑問に思い伺おうと思っていたのですが、一人1台端末が配られた後、生徒が紛失したという場合、保険など、その責任については担保されているのでしょうか。

大分市教育センター 現在導入している児童生徒用端末が約9,000台ありますが、こ

一所長 れについては、保険等を含めた保守契約を行っています。基本的に学校で扱いますので、機器の故障、破損等に対する保守となっています。現在、計画しております、今回の一人1台端末の分については、保守をつけることが、予算的に難しかったため、機器の故障等については、教育委員会の方で対応しようと考えています。

 4月当初の端末の取扱いにつきましては、学校での活用を基本にしております。将来的にはインターネットにつながなくてもできるような課題について、保護者の理解を得ながら、持ち帰って家庭での学習に活用したり、家庭でのインターネットの環境を整えば、インターネットを活用した授業を行ったりするなど、徐々に拡大できればと考えております。

委員 紛失や盗難については、どう考えていますか。

大分市教育センター 現時点においては、基本的に、家庭に持ち帰って使うという想定はしていません。仮にどこかで使われているというようなことであれば、コンピュータによる追跡をして位置確認をするといった対応をしようと考えております。

委員 持ち帰る途中でどこかへ紛失したり、盗難に遭ったりということは想定外のことということでしょうか。

大分市教育センター 紛失等が起これば、警察等にもご相談をしながら、端末の代替等については、教育委員会の方で対応しようと考えております。

教育長 他市においては転売の事例もあるそうです。

 5月の臨時休業で端末を貸与した際の破損件数はわかりますか。

大分市教育センター 破損はなく、電源のケーブルの紛失が1件ありました。

一所長

委員 家庭への持ち帰りについて、環境を整えばということですが、早くできるといいと思います。全ての家庭で、インターネットや端末が使える環境はないかもしれません。そうすると、そのような環境のある子とそうでない子の扱い方に差がどうしても出ます。家に持って帰れるようになれば、使いこなせるようになると思います。それなりのリスクがあると思いますが、環境が整い次第お願いしたいと思います。

大分市教育センター
一所長

子どもたちが学校に関わらず家庭でもコンピュータを扱うことが情報活用能力の育成には一番効果的だと思います。また、臨時休業等で一斉に持ち帰らせて授業等を行う場合、インターネットの環境がない家庭には、市教委の方から、モバイルWi-Fiルーターを貸し出すということを考えております。臨時休業以外の場合については、基本的にはご家庭にある環境を利用するような状況になりますから、まずは、オフラインでの活用を考えております。一人1台端末の持ち帰りでの活用等については、予算措置がなされれば、一層活用が広がると思いますので、国の動向を注視して参りたいと思います。

教育長

臨時休業の場合は、インターネット環境のない家庭に対して、モバイルWi-Fiルーターを市で準備をしておき、持ち帰る時の対応は、できております。家庭環境により差があってはならないと考えております。

委員

ICTを活用して指導する能力をもつ教員の割合70%について、今、ICT支援員が各学校にいると思いますが、今後、一人1台端末になると、先生が毎回準備や片付けをするのは労力がかかり、このような時代が続けば、消毒や掃除も大変だと思います。ICT支援員のサポート体制はどのようになりますか。

大分市教育センター
一所長

昨年度、教員に一人1台端末を配布した時に、ICT支援員を派遣しております。現在、学校規模により差はありますが、月に2回から7回程度学校にICT支援員を派遣しております。平均すると週1回程度派遣をしている状況です。機器の使用のほか、この教科でこういった活用の仕方があるということもICT支援員の学習会で交流し、それを各学校に広げるといったことを進めているところです。現状といたしましては、児童生徒が一人1台端末になりますが、来年度も同程度の派遣と考えております。要望等も踏まえながら、今後の増員については検討していきたいと思っております。

委員

情報化推進体制がありますが、デジタルの教材や使い方などを決める際に専門家を入れるなど、そういった体制はどうなっているのでしょうか。

学校教育課参事 現在、各学校において、情報教育の年間指導計画を作成しております。どの教科でどの学年がどういう教材を使って指導するかということを決めており、教育委員会が学校を指導していきながら、作成している状況です。

委員 不登校の子どもたちへのICTによる学習支援についてです。国全体の問題だと思いますが、学籍簿上の扱いはどうなりますか。

学校教育課参事 現在、家庭でのICTによる学習支援は、市としての取組はありませんが、県がICTによる学習支援を行っており、不登校の子どもがそれを通じて学習をすれば、校長が認める場合は出席にするという対応をしております。

教育長 県教委が県下30人を対象として、「すらら」という教材を使っています。民間の教材で、これに各家庭で入会し、受講すると1ヶ月1人1万円ぐらいかかりますが、県が採択し、無料で活用できるようにしています。大分市内の小中学生は、20人程度活用しています。今、校長が認めればと説明がありましたが、7つある条件を全部クリアした時に出席扱いとみなします。「すらら」をすれば、出席になるとは限りません。対面指導も7つの条件の中に入っています。そういう条件をまず管理職をはじめ、学校の教員が熟知をし、この子にはこういう教材がいいんだとアドバイスしなければ、子どもが選択するというのは、難しいです。ちなみに「すらら」という教材は、別名「無学年教材」と言い、例えば、中学2年生が小学校から勉強したいと言えば、その勉強ができるシステムです。学校と保護者が十分連携をとる必要があると思います。学習機会は、いろいろな方法で保障されるとよいと思います。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

副館長兼 報告事項4点目「アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構
美術振興課長 想(素案)について」ご報告申し上げます。

11月定例の本委員会におきまして、「アートプラザのあり方及び

周辺エリア整備基本構想策定方針（案）」について、ご報告いたしました。その後、策定方針に基づき、庁内検討委員会及び外部有識者による基本構想策定検討委員会での検討を経て、基本構想（素案）がまとまりましたので、その概要のアートプラザに関する部分、別紙資料で網掛けをしている箇所について、ご報告申し上げます。

「1. はじめに」では、策定の目的について、平成31年3月に策定された「中心市街地公有地利活用基本構想」に基づき、新たに荷揚町小学校跡地複合公共施設が整備されることを踏まえ、アートプラザも新たな複合公共施設、大分城址公園と連携したより良い施設のあり方を検討していくとともに、象徴的な建築物であるアートプラザを中心とした周辺の公共施設及び道路等との景観の調和を図っていく必要があり、アートプラザとその周辺エリアの現状と課題を把握し、それぞれの方向性を検討するとともに、これからの整備方針を策定するものとしております。

次に「2. 基本構想の範囲と位置付け」では、検討範囲を図示し、「大分市総合計画」や「大分市都市計画マスタープラン」など本市の上位計画や関連する各種計画との整合を図るものとし、本基本構想と特に関連性の高い主な11の関連計画等でのアートプラザ周辺エリアの位置付けについて整理しております。

次に「3. 1 アートプラザの現状と課題」では、アートプラザの概要から施設の老朽化まで9項目について現状と課題を記述し、3.3 課題の整理」でアートプラザの課題を「稼働率の高い市民ギャラリー機能の維持」、「磯崎新氏の業績発信機能の強化」、「磯崎新氏関係資料等を収蔵・公開するスペースの不足」、「磯崎新氏関係資料の活用方法の検討」、「施設の老朽化」の5点にまとめております。

次に「4. アートプラザとその周辺エリアの方向性」についてですが、基本的な考え方を、「中心市街地公有地利活用基本構想」において、荷揚町小学校跡地の利活用方針の一つとして定められた「隣接する大分城址公園やアートプラザと連携し、歴史・文化・学びの場の充実を図り、既成市街地と互いに機能を補い合い、共存共栄すること

で、都心の魅力を伸展させ、回遊性と滞留性をあわせもつ空間形成を図ります」を実現することとし、「4. 2 アートプラザのあり方の方向性」を「新たな知の拠点の創出」、「4. 3 アートプラザ周辺エリアのあり方の方向性」を「回遊性と滞留性をあわせもつ魅力あふれる空間形成」としております。

そして、「5. 整備方針」において、アートプラザの整備方針を「荷揚町小学校跡地複合公共施設に市民ギャラリー機能を移設する等の利便性の高い機能的連携を図る」、「磯崎新氏関係資料等を公開・閲覧できる場の拡充を検討する」、「幅広い世代の市民や研究者等が集い、学ぶ場の提供を検討する」、「デジタルアーカイブを構築・公開し、資料の活用を促進する」、「若手芸術家・建築家等への創作・研究発表の場の提供を検討する」、「施設の適切な維持管理を図る」、「施設の名称を検討する」の7項目にまとめております。

最後に今後の予定ですが、本基本構想（素案）について、12月末から1月末まで市民の意見を募集するパブリックコメントを実施、2月にパブリックコメントの結果を受けて、基本構想最終案を庁内検討委員会、さらに外部有識者による検討委員会において検討し、決定いたします。

決定した基本構想については、2月定例の本委員会においてご報告いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項5点目「令和2年第4回市議会定例会における一般議案等について」ご報告申し上げます。

教育委員会関係の議案としましては、「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」、「大分市職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部改正について」、「大分市立小学校設置条例及び大分市立幼稚園条例の一部改正について」、「教育用タブレ

ット端末の購入について」の計4議案ございました。

内容につきましては、11月定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたものでございまして、原案どおり可決され、成立しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項6点目「令和2年度12月補正予算について」ご報告申し上げます。

教育委員会所管分の12月補正額は、7,969万4千円の減額で、補正後の額は、189億991万3千円となっております。

内容につきましては、11月定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたとおりでございます。

補正予算案は、市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育部長

報告事項7点目「令和2年第4回市議会定例会における質問・答弁事項について」ご報告申し上げます。

(概要について説明)

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

審議監兼

(報告)

文化財課長

「『第4回FUNAIジュニア検定』の延期について」

副館長兼

(お知らせ)

美術振興課長
教育長
全委員
教育長
教育総務課長

「特別展『リサ・ラーソン展』について」

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

他に何かございませんか。

次回の教育委員会等につきまして調整をお願いいたします。

1月は、1月27日水曜日午後3時から議会棟第4委員会室にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、1月25日月曜日午前10時から、第5回総合教育会議を本庁舎8階大会議室にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員
教育長
全委員
教育長

(了承)

他に何かございませんか。

(なしとの声)

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時5分 閉会)